データ点数　400点以上
掃引時間　１サンプル当たり１バーストが入ること
掃引モード　連続掃引（波形が変動しなくなるまで）
検波モード　ポジティブピーク
表示モード　マックスホールド

⑵　スペクトル分析器を用いて得られた測定値は、外部又は内部のコンピュータによって処理する。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、強制送信制御の動作モードで変調信号の送信速度（bps）と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調して送信する。

⑵　複数の変調方式及び送信速度を有するものは、それぞれの変調方式及び送信速度ごとに測定する。

⑶　複数のスロットを連結するものは、１スロット送信に固定する。

4　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　全データのdB値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全データの電力総和を算出し、「全電力」値とする。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

5　試験結果の記載方法

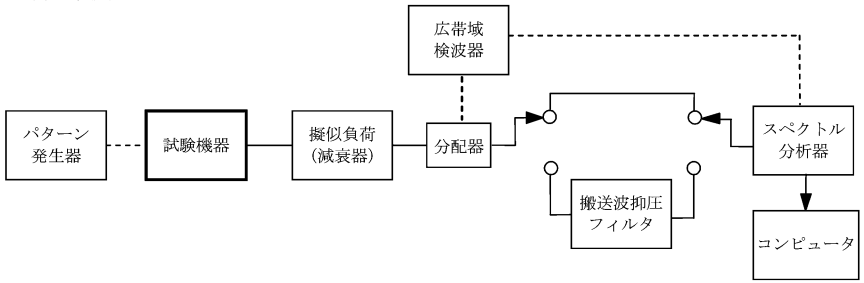
占有周波数帯幅は、「上限周波数」及び「下限周波数」の差として算出し、kHz単位で記載する。

6　その他

占有周波数帯幅が最大となる信号として、標準符号化試験信号による変調を原則とするが、この設定ができないときは実運用状態において占有周波数帯幅が最大となる符号を用いることができる。

四　スプリアス発射又は不要発射の強度（スプリアス領域における不要発射の強度）

1　測定系統図



2　測定器の設定等

⑴　搬送波抑圧フィルタは、必要に応じ使用する。

⑵　不要発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅　（注１）
分解能帯域幅　（注１）
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール　10dB／Div
入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数　400点以上
掃引時間　１サンプル当たり１バーストが入ること
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

⑶　搬送波又は不要発射電力測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数　搬送波又は不要発射周波数（検出した周波数）（注２）
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　搬送波電力測定時は３MHz、不要発射電力測定時は１MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
Ｙ軸スケール　10dB／Div
入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間　10ms以上
掃引モード　単掃引
検波モード　サンプル
トリガ　外部トリガ

⑷　広帯域検波器は、試験機器の送信に同期したトリガ信号をスペクトル分析器に供給するものである。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、強制送信制御の動作モードで変調信号の送信速度（bps）と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調して送信する。

⑵　複数の変調方式及び送信速度を有するものは、それぞれの変調方式及び送信速度ごとに測定する。

⑶　複数のスロットを連結するものは、スロット数が最大となる送信状態に固定する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑶とし、搬送波の電力を測定する。この場合は、搬送波のバースト区間の電力平均値を測定値とする。

⑵　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、不要発射を探索する。この場合は、1,891.296MHzから1,906.848MHzまでの範囲を探索範囲から除外する。

⑶　検出した不要発射の電力値が十四の項に規定する基準値以下の場合は、検出した値を測定値とする。

⑷　検出した不要発射の電力値が十四の項に規定する基準値を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、掃引周波数幅を100MHz、10MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、不要発射周波数を求める。

⑸　スペクトル分析器の設定を２⑶とし、掃引を終了後、バースト内の全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑹　不要発射のバースト内の全データ（dBm値）を電力次元の真数に変換し、平均値を算出してそれをdBm値に変換し、不要発射の測定値とする。また、必要に応じ搬送波抑圧フィルタを使用する。

5　試験結果の記載方法

⑴　八の項で測定した空中線電力の測定値に13.8dB（広帯域スロットの場合は10.8dB）を加えた